

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 3 - 47	墨田区いじめ問題対策協議会	
開催日時	令和3年1月26日(火)～3月11日(木)		
開催場所	教育委員会室		
委員数	32人(委員及び事務局職員)		
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる) 部分公開(部分傍聴できる) 非公開(書面開催のため、傍聴できない)	傍聴者数	0人
議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 区立学校におけるいじめの現状について 2 いじめの防止等の取組について 3 その他事項について 		
配付資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 次第 2 区立学校におけるいじめの現状 資料1 3 いじめの防止等の取組状況 (1) 令和2年度 区のいじめの防止等の取組について 資料2 (2) リーフレット「いじめから子供たちを守るために」 資料3 4 意見・質問用紙 資料4 5 組織体制表 資料5 6 墨田区いじめ問題対策協議会規則 資料6 7 墨田区いじめ問題対策協議会委員名簿 資料7 <p>【参考資料】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会答申について 参考資料1 2 墨田区いじめ防止対策推進条例 参考資料2 		

会議概要

(1) 会議の開催方法

今般の会議については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、参集による会議開催を中止し、書面により開催した。

令和3年1月26日(火) 議事資料を郵送により全委員へ発送

2月4日(木)まで各委員から「意見・質問用紙」の提出

3月1日(月) 説明及び回答を全委員へ送付

3月11日(木)まで各委員から「議事内容確認」の提出

(2) 委員の意見及び質問並びに所管部署の説明及び回答

ア 区立学校におけるいじめの現状について

【質疑応答】

(委員)

小学校のいじめの認知件数について、増加傾向が心配です。

(事務局)

いじめの認知件数につきましては、学校がいじめを認知した件数であり、実際にいじめが起きている回数と同数ではありません。軽微な段階から「いじめかもしれない」と考え、対処することが求められています。認知されたいじめを解決されたかどうかを今後も教育委員会として把握し、学校への指導・助言に努めていきます。

(委員)

過去5年間のいじめの認知件数において小学校での件数が大きく増加しているのは以前に比べて軽微ないじめも認知するようになってきたという事でしょうか。

また、いじめ電話相談件数について不登校についての相談がないのは、いじめによる不登校がそれほど多くないという事でしょうか。または、別の相談窓口で対応しているという事でしょうか。

(事務局)

いじめの認知件数については軽微なものもいじめとして認知し、早期に対応するように周知・徹底しているということです。また、いじめを原因とする不登校は現在報告されておりません。不登校については、学校、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、各諸機関などと連携しながら対応しています。

(委員)

重大ないじめを未然に防ぐためには、軽微ないじめを見逃さないことが重要であると考えます。いじめを根絶するのは不可能であると思われれます。その点からも軽微ないじめを見逃さないことが取り返しのつかない重大ないじめを防げると思われます。

(事務局)

ご意見のとおりであると考えます。今後も軽微ないじめを見逃さず適切に対応していくよう、学校への指導を徹底します。

(委員)

小学校の軽微ないじめも認知し、中学校は認知していない報告では、いじめの実態が把握できないと思います。どちらかに統一した方がよいのではないのでしょうか。中学校で、学校の事務処理等で教員が多忙でしたら、いじめ担当事務職の配置が必要だと思われます。

(事務局)

中学校においてもいじめ対策担当者を指定し、研修会等でいじめの認知について周知しています。小学校と調査基準、いじめの定義については同等ですが、実際には中学校の認知件数が少ないことは課題であるため、事例等を伝え、いじめについて軽微なものも認知するよう繰り返し指導していきます。

(委員)

いじめの件数が、増加していることを懸念しています。特に、小学校の件数の増加は、平成27年度と比べると、3倍近くとなっており、憂うべきことです。

(事務局)

いじめの認知件数は、学校側が軽微なものも認知しているため、増加傾向となっています。認知したいじめが適切に対応され、解決しているかどうかを今後も把握していきます。

イ いじめの防止等の取組について

【質疑応答等】

(委員)

インターネットを介してのいじめは近年増加していると思われませんが、防止策等の取組は今後事業として予定はありますか。

(事務局)

学校教育の中で、SNS学校ルール、SNS家庭ルールの策定やケータイ安全教室などを通じた情報モラル教育を行うことや、年間を通して長期休業前や日常の授業を通していじめについての指導を行っています。今年度、全小・中学校において、いじめに関する啓発授業を行いました。

(委員)

コロナ禍で中止となった事業は、新たな方法での事業展開を期待します。

(委員)

取組事業が、前年度からの継続事業で、今年度も継続となっており、私が持っている資料では文言もほぼ同じです。(今年度は、コロナで中止がありますが。)年々前進しているようでしたら、少し事業内容を変えていただいた方が良いと思います。

(事務局)

次回、事業が進展等している場合は、各事業の取組の内容に記載いたします。

(委員)

各学校では、全力を挙げて取り組んでいると思いますが、子ども本人が、担任、カウンセラー、家の人々等へ話をし、それを学校や地域の関連機関に連絡しているわけですから、いじめの実態防止に関して、子どもに寄り添って、一層強化して欲しいと願っています。

(事務局)

校長研修会、副校長研修会、いじめ担当者連絡会、生活指導主任連絡会等を通して、各職層の教職員へのいじめ防止に関する基本方針や対応フローチャート等を周知徹底し、児童・生徒に寄り添った対応をできるように指導・助言していきます。

(委員)

認知されたいじめが、そのどのように解決したのか、分かると参考になります。(書面開催だと難しいかと思いますが。)

(事務局)

実際の事例等については、今後、会議が開催されることになりましたら口頭で御説明をさせていただきます。

(委員)

参考資料1(第3期東京都教育委員会いじめ問題対策委員会 答申について)で、PDCAサイクルの説明をお願いします。

(事務局)

各学校で、いじめ対策の計画を立て、実施し、経過を確認、評価し、改善していくことです。具体的には、対策のひとつとして、都においては、「学校のいじめ防止の取組の進捗状況が見える化するシート」を活用して、C(評価)、A(改善)の取組の強化が図られていると評価されています。

ウ その他事項について

【質疑応答等】

(委員)

スマートフォン等の普及により SNS を利用したコミュニケーションが当たり前になってきています。大人たちの目の届かないところでの誹謗中傷や嫌がらせから子どもたちを守るためには、その世界観を大人たちが理解した上で対応していくことがとても重要だと考えます。また、ネットを介しての間接的ないじめについては加害者側の自覚が薄い事例が多くなっているため、情報モラルに関する教育がより重要になってくると思います。

(事務局)

学校教育の中で、SNS 学校ルール、SNS 家庭ルールの策定やケータイ安全教室などを通じた情報モラル教育を行うことや、年間を通して長期休業前や日常の授業を通して、いじめについての指導を行っています。今後も適切な使い方、情報モ

	<p>ラルについて繰り返し児童・生徒に指導するように周知徹底いたします。</p> <p>(委員)</p> <p>令和2年度は、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者、医療従事者、エッセンシャルワーカー等が家族にいる児童・生徒のいじめの有無が気にかかります。コロナ禍では、大人でも環境変化に慣れない日々を過ごしているなかで、児童・生徒の不安やストレスはいかばかりかと想像します。</p> <p>不安やストレスを言葉で表現できない児童・生徒たちのために、代弁できる大人がいると良いと思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>現在、新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に係るいじめの報告はありません。学校は、校長講話、授業等を通して、差別・偏見は絶対に許さないということを繰り返し児童・生徒に伝えていきます。区内全小学校では、区内の病院に感謝・励ましの手紙を書く取組を行いました。日々の指導を繰り返していくことが重要であると考えます。</p> <p>(委員)</p> <p>いじめを受けた経験のある方による、生徒・児童への講演があると、子どもたちも感じる事があると思います。</p> <p>(事務局)</p> <p>今年度、いじめを受けた経験者による教員対象の講演会を行いました。今後いじめ防止地域公開講座等でゲストティーチャーとして招聘できるよう、学校に情報提供していきます。</p> <p>(委員)</p> <p>私は、法務局でミニレターや、電話相談に対応しています。やはり、いじめの問題が多く、子どもや保護者からの問い合わせや、現状についての話をそのままにせず、できるだけ道が開けるように努力しています。</p> <p>また、ミニレターについては、もう少し書いて相談ができるように、相談があった際は、同封しています。</p> <p>以上</p>
所 管 課	教育委員会事務局庶務課